

建築物及び幼児遊園遊具点検業務委託仕様書

本仕様書は、建築基準法第12条に基づく千葉市営住宅の建築物及び幼児遊園及び遊具の安全性を確保するための点検を行うものである。

1. 委託概要

- ・委託名 千葉市営住宅小倉台団地外建築物及び幼児遊園遊具点検業務委託
- ・委託場所 千葉市若葉区小倉台4丁目1番 外

2. 団地内容

- ・別紙一覧表の通り

3. 適用図書

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書 令和5年版
(以下「保全共仕」という。)

4. 業務内容

- ・保全共仕 第2編 第2節 法定点検等により下記点検をおこなう。
- ・各点検について図面を作成し点検箇所及び部位を記入すること。

【建築物点検】

- ・対象団地について建築基準法第12条第2項に基づき、建築物の定期点検を行う。

【幼児遊園遊具点検】

- ・対象団地内の幼児遊園の敷地及び遊具等を目視・触診による日常点検を年4回行う。

【外壁劣化調査】

- ・外壁仕上げ材の剥離、爆裂、雨水の浸入、笠木モルタルの浮き、サッシ廻りの状況などを赤外線による調査を行い、損傷の状況図と劣化数量表を添付し報告すること。

なお、調査基準については、別紙、『外壁赤外線調査基準』による。

- ・調査対象施設は下記の団地とする。

千城台第5団地16番3～4号棟、千城台第5団地17番2～4号棟、小倉台団地1号棟

5. その他

- ・点検に必要な調査機器等は受託者で用意する。
- ・建築指導課等関係機関との打合せ調整等は受託者が行う。
- ・点検内容については法令で指定された用紙に記入し、関係機関に提出可能なものを提出する。
- ・現地調査日時等については、各団地の自治会長または、管理人と協議し決定すること。調査に当たり、事前に「お知らせ」を作成し、掲示板等に掲示を行い、調査による団地の訪問時には、調査の主旨を良く説明し、住民とのトラブルがないように、十分注意すること。
- ・着手に先立ち、作業計画書を提出する。（書式は委託業務の手引きによる）
- ・調査員は腕章又は身分証明書の携帯をすること。

- ・成果品はプラスチックケースに納め一部提出すること。またデータはPDFにしてCD-Rを一部提出すること。

6. 履行期間

令和7年3月18日まで

7. 提出書類

【建築物点検】

- 01 ○○団地
- 02 案内・配置図
- 03 ○○号棟
- 04 建築物外部点検
- 05 定期点検結果報告書（標準様式 B）
- 06 定期調査報告概要書（A4） 第 36 号の 2 の 5 様式
- 07 定期調査報告書 第 36 号の 2 の 4 様式
- 08 調査結果表 別記（A4）
- 09 関係写真 別添 2 様式(A4) 〔外壁 2 面以上、屋上 2 面以上、不具合箇所〕
- 10 調査結果図 別添 1 様式(A4)

順次団地・棟ごとに繰り返し

* 指摘事項について、団地ごとにまとめた「集計表」を別途作成し提出すること。

【幼児遊園遊具点検】

（日常遊具点検）

- 01 定期点検結果報告書（標準様式 B）
- 02 公園施設定期点検表
- 03 ○○団地
- 04 写真

8. 経過報告

業務期間中、毎月監督職員へ業務の進捗を文書にて報告すること。

【建築物点検】

各団地毎に報告書を作成し、個別に監督職員の確認を受けること。

【幼児遊園遊具点検】

2 か月毎に点検を行い、点検完了後個別に監督職員の確認を受けること。